

県外ホテル、レストラン販路開拓強化業務委託仕様書

1 委託業務名

県外ホテル、レストラン販路開拓強化業務

2 目的

首都圏等の大消費地のホテルやレストランの料理人、食材仕入担当者、フェア企画担当等（以下、実需者という）に対し、G I 産品をはじめとした特長ある県産農林水産物等の認知度向上のため、県内の産地視察や首都圏等での熊本フェア開催を一体的に支援し、新たな販路開拓、継続的な取引を目指す。

3 委託業務の内容

（1）業務実施体制の構築

効率的かつ効果的な業務実施のため、全体のスケジュールの管理ができる実施体制を関係機関と連携して構築すること。

なお、業務実施計画の策定にあたっては、事前に県（流通アグリビジネス課）と協議を行うこと。

（2）実需者の選定

熊本フェアを実施する実需者は、2社程度（東京1社、大阪1社を想定）とし、食材にこだわったホテル、レストラン等、高価格帯の飲食店や県産農林水産物の認知度向上が期待できる飲食店を対象とする。

なお、フェアを実施する実需者については、県と協議のうえ決定すること。

（3）産地視察のコーディネート

熊本フェアを実施する実需者に対象とした事前の意向調査（県が実施）を踏まえ、県と連携して産地視察先の選定、日程調整を行うこと。

産地視察は実需者毎に対応することとし、シェフだけでなく、フェア企画担当や仕入担当等関係者（1社当たり4名程度）に幅広く来てもらうよう努めること。

また、産地視察の際は、生産者のこだわり、食材のストーリー等を伝える等、産地を体感できる工夫をすること。併せて、試食や地元における食材の活用方法、食材の仕入方法等の情報を提供すること。

（4）熊本フェアメニュー開発に係る実需者との連絡調整

実需者に対し、取扱品目の要望を聞き取り、サンプル入手・送付等によりメニュー開発の支援を実施すること。

(5) 熊本フェア実施の支援

熊本フェアの実施に当たっては、1カ所あたり2週間以上熊本フェアを実施すること。また、熊本フェアを効果的に実施するために必要な資材の作成は、実需者と連携のうえ必要に応じて行うこと。

※PR資材等は、県が所有するものを積極的に活用すること。

(6) 熊本フェアの効率的、効果的な周知

フェア開催について、様々な媒体（SNS等）を活用した広報宣伝により効果的に周知し、誘客を図ること。

(7) アンケートの実施

熊本フェアを実施した実需者に対し、以下の内容を含むアンケートを実施し、結果を取りまとめること。内容については、事前に県と協議を行うこと。

（アンケートの内容）

フェア及び使用した県産農林水産物に対する実需者の評価、消費者の評判、フェアの来客数、フェアで使用した県産農林水産物の品目及びその仕入額、県への要望等

(8) 熊本フェア実施に係る経費について

本業務委託に係る費用（サンプル購入費、送料、旅費、宿泊費、食糧費、資材作成費、広報費等）の支払いについては、委託者が委託金額から支出すること。

4 実績報告書の作成

3(1)～(7)までの実施に係る実績報告書を作成し提出する。実績報告書の提出は紙及び電子データで行い、以下の内容を含めること。

(1) 業務実施の総括

実施体制図、活動実績

(2) 産地視察のコーディネート

産地視察の結果、産地視察の写真等

(3) 熊本フェアメニュー開発に係る実需者との連絡調整

実需者の要望品目リスト、サンプル送付食材のリスト

(4) 熊本フェア実施

フェア時の実需者店舗の写真、作成・提供した資材等

(5) 熊本フェアの効率的、効果的な周知

周知の内容、実績

(6) アンケートの結果

5 委託期間

契約の日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

6 その他

- (1) 成果品の著作権は熊本県に帰属する。
- (2) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議のうえ解決する。
- (3) 本仕様書に定めがない事項であっても、当方が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施することとする。
- (4) 県は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。
- (5) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること。
- (6) この業務に係る経費を明らかにするため、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しなければならない。
- (7) 委託期間中及び期間の終了後において、委託者が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に関して必要な報告を求め、又はその職員が日時・方法等を協議のうえ、受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。